

参考資料

砂利採取法第21条（認可採取計画遵守義務）

第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画に従って砂利の採取を行わなければならない。

長崎県海域管理条例第3条第3項（海域における行為の許可）

海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（2）土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。

3 知事は、必要があると認めるときは、前2項の許可に必要な条件を付することができる。

長崎県海域管理条例第13条第1項（監督処分）

知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該行為の中止（略）を命ずることができる。

（2）第3条第3項による許可に付した条件に違反した者

許可条件9（許可の取消及び停止）

次の各号の一に該当するときは許可を取消し又はその効力を停止することがある。（略）

（3）条例、法令、規則及び許可条件に違反したとき。